

中山桜台7丁目地区まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入してください。)	※審査欄
第5条(地形と調和した宅地造成の配慮)		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、敷地の地盤高さはできる限り保全し、防災面に配慮するとともに、擁壁の高さはできるだけ低くするなど景観にも配慮するよう努める。また、宅地造成において、圧迫感や景観、安全性に配慮し、造成時の地盤高さを上げないなど、周辺の地形などとの調和を図るよう努める。		
第6条(道路等との敷き際の配慮)		
開発事業者は、住宅等の建築計画にあたっては、既存の石垣や生垣は、できる限り活用するよう努める。また、道路に面する外壁や塀は、圧迫感を緩和させるようできるだけ後退し、道路との間は植栽帯を設けるよう努める。		
第7条(自然環境・景観への配慮)		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、降雨時の浸水災害を防止するために、透水性舗装や雨水貯留施設等を整備するなど、開発事業区域外への雨水排水量の増加の抑制をするよう努める。		
第8条(隣地に対する配慮)		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、エアコン室外機・給湯室外機・換気扇など隣地に騒音や振動及び悪臭の影響をおよぼすおそれのある設備については、隣地の迷惑にならないよう室外機等を隣地に向けないよう配慮する。ただし、室外機等の前にブロック塀等を設置するなど、隣地に影響をおよぼさないよう配慮されたものは除く。		

備考

- 1 中山桜台7丁目地区まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 2 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- 3 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、植栽計画を記入してください。
- 4 ※審査欄は、記入しないで下さい。